

鎮守の縁起

——上野国那波郡上之宮村倭文神社の場合——

時 枝 務

はじめに

鎮守は、日本の地域社会の象徴であり、郷党における心の拠り所として親しまれてきた。鎮守については、さまざまな視点からの研究が蓄積されており、枚挙に遑がない。とりわけ、歴史学からは宮座や氏子組織、あるいは神社合祀など、民俗学からは神事や祭礼、あるいは特色ある芸能などについて、膨大な研究がなされてきた。多くの研究者が、鎮守を通して地域社会のあり方を照射し、鎮守を軸に歴史を紡ごうと努力した。

しかし、ここで取り上げる鎮守の縁起については、歴史学や民俗学で扱われることは少なく、むしろ国文学の分野で社寺縁起研究の一環として注目されてきた。当然、諸本の比較や内容の言説分析が活発におこなわれ、説話研究に興味深い基礎資料を提供してきた。

国文学の縁起研究は、伝来した鎮守から一端切り離して検討し、縁起独自の文学世界を提示する。それは、確かに大事な研究ではあるが、地域社会との関係を検討するうえでは十分な方法とはいえない。

そこで、ここでは、同じ鎮守に伝来した三本の縁起を、時系列に沿って検討し、縁起から地域社会における鎮守の歴史を探ることを試みたい。

具体的には、近世の上野国那波郡上之宮村、現在の群馬県伊勢崎市上之宮町に鎮座する倭文神社を事例として取り上げ、検討をおこないたいと思う。

一、鎮守倭文神社

検討に先立ち、倭文神社について、その概要を、ごく簡単に紹介しておきたい。

倭文神社は、貞観元年（八五九）八月十七日に正六位上

に列せられ、同月二十日に従五位下に昇格した倭文神社に比定される古社¹⁾で、那波郡を代表する式内社である。「上野国交替実録帳」には、正三位委文明神社と記され、向殿一字・間垣一廻・鳥居一基があつたことがみえる。中世には、上野国十二社の一社として信仰され、『神道集』にみえる九宮が該当する可能性が高い。近世には、慶安元年

(一六四八)九月十七日に朱印地十石を与えられ、別当寺であつた新義真言宗慈眼寺の管理下に置かれた。近代には、慈眼寺は別当職を廃され、新たに神職が置かれた。明治五年(一八七二)に郷社となり、明治十年には付近にあつた維持方法確立の見込みのない小祠であつた八坂神社・天満宮・十二山神社・諏訪神社・熊野神社・若宮八幡社・富士神社・東野神社・神明社・久須支社・白山神社など、明治四十一年には境内末社の山神社・八坂神社・天神社・蚕影神社・稻荷神社・石神井社・八幡宮と字稻荷北に鎮座していた稻荷神社とその末社、さらに宮古村の村社八幡宮とその末社が倭文神社に合祀された。その結果、倭文神社は、明治四十四年、神饌幣帛料供進社に指定された。その後、大正十二年(一九三三)には、字東原に鎮座していた白山神社が合祀されたが、書類上は明治五年に合祀されたことになつていて小祠と考えられ、ここに名実ともに合祀となつたわけである。

祭神は、天羽槌雄命で、天羽雷命・健羽雷命・綺日安命とする異説もある。伝承では、機織の神とも養蚕の神ともいわれ、女神であるとされる。それゆえ、上之宮町では張子のダルマを買うことを忌むが、ダルマが娼婦の隠語であるためであるという。

社宝には、縁起書、『古語拾遺言餘集』・『神社啓蒙』・『沙石集』などの典籍類、棟札、銅鏡、靈石、横笛・鼓・面などの神楽用具がある。また、拝殿などには多数の絵馬が掲げられており、境内の景観、養蚕祝、上野国十二社などを描いたものがみられる。

境内には、本殿・拝殿・神楽殿・社務所があるほか、本殿の背後などに多くの末社が祀られている。大部分は、神社整理に際して、村内各所から移されたものである。

神職は、近代になって置かれるようになったが、明治十一年に上之宮の那波筑波が祠官に就任して以来、須田新八・細野喜久・根岸良吉といずれも上之宮の住人が勤め、昭和七年(一九三三)に第二社務所が建設され、細野氏以後はそこに住んだ。戦後、村外の神職が兼務するようになり、それまでのあり方が大きく変わった。神職は、倭文神社の祭祀を司るが、そのほかにもさまざまな活動をおこなつた。須田新八は、本来農民であつたが、社司の資格を取り、信胤と号した。地鎮祭や祓えのほか、笠竹や算木を

使用した占いもおこない、失せ物探しなどの依頼に応えていた。また、版木を自ら製作し、「田遊祭」「蚕倍盛」「塞神」「歆喜天」などさまざまな御札を頒布したことが、須田家の版木から知られる。

倭文神社の氏子は、上之宮町の全戸約二三〇戸で、住めば鎮守の氏子になるとされている。しかし、実際には新宗教に加入している数軒の家が氏子としての付き合いをおこなっておらず、建前と異なる。氏子は、祭典費を負担し、年番で回る当番を務める。祭典費は、各戸白米四合、もしくは代金を年番長が徴収する。同時に、神職に支給する玄米二升、もしくは代金も集める。祭典費は、神社総代の会計が管理し、祭典に際して支出する。

氏子の代表として神社総代（氏子総代）が置かれている。祭典の世話や神社の維持・管理を担う役職である。三年任期で、東原・西原・前原の三原、本郷、西上之宮・新井、河原・宮柴・川端の四つの組から一人ずつ、計四人を選出する。選出方法は、組からの推薦で、各組で寄合の機会などを利用して決定する。重任は妨げないが、たとえば三原では、東原の次は西原、その次は前原というように、順番が決まっており、重任しないように工夫している。なお、現在は四人であるが、昭和三年の石碑の銘文には、氏子総代が五人記名されており、かつては五人であったとみられ

る。戦後、一名減員した可能性が高いが、詳細は不明である。また、神社総代のうちから会長（大総代）と会計、各一名を選出する。

鎮守の祭りは、神社総代も関わるが、実質的には年番が中心になっておこなう。年番は、当番ともいい、隣保班から一人ずつ、計二人を選出する。東田利政「倭文神社歳事録」（稿本）によれば、かつては二〇人であったが、大正十二年に白山神社が合祀された折、二人に増員されたという。昭和四十九年には一九人に減員となったが、定着することなく、二人に復して今日に至っている。年番は、一年任期で順番に出るが、本郷とそのほかの地区では選出方法が異なる。本郷以外の地区では、隣保班を単位に家順に回り、次の隣保班に引継ぐ。家順は、ほぼ固定しており、連鎖組織をなしている。本郷では、隣保班とは別に、年番のための家順が固定しており、連鎖組織となっている。年番のうち、三原・本郷、西上之宮・新井、河原・宮柴の各組から、年番長を一人ずつ選出する。また、田遊祭役割として、竿四人・長持二人・太鼓持二人・太鼓一人を選出するが、これらは毎年一月一日の歳旦祭の時に抽選で決定する。祈年祭・春季祭・秋季祭・臨時祭については、歳旦祭の時に、三原、本郷、西上之宮・新井、河原・宮柴・川端の四つの組の年番長が籤を引き、その年の祭りごとの赤飯

餅搗当番が決定する。

祭りは、歳旦祭が一月一日、田遊祭が一月十四日、祈年祭が二月十八日、春季祭が四月十六日、秋季祭が十月十七日、ほかに臨時祭がおこなわれることもある。

歳旦祭は、前日に年番が、拝殿に笹竹を飾るが、最近では一夜飾りを避けて三十日に飾る年もある。昭和五十三年以来、神社総代は、初詣の人に甘酒を振舞うようになった。一日の朝八時三〇分に、神社総代・年番は社務所に集合し、神社総代は供物を供え、年番は境内を掃除する。やがて神職が到着し、十時頃から神事が始まる。区長ら町内の役職者や来賓臨席の下、祝詞奏上などが実修された後、直会となる。翌日、神社総代は社務所へ行き、直会の後片付けをおこなうとともに、氏子から集めた米を、田遊祭・祈年祭・春季祭・秋季祭・臨時祭の五回分にわけて、紙袋に詰める。その紙袋は社務所に保管する。

田遊祭の日は、神社総代・年番は、朝八時三〇分頃に集合し、境内掃除の後、年番を中心に注連縄作りをおこなう。太い縄を三本作り、神職が持参した幣を垂らして、注連縄を完成する。それを、暮れに飾りつけた笹竹をはずした後、拝殿に二本、鳥居に一本を張る。取り外した笹竹は、やはり幣をつけて、鳥居に立てかけて置く。午後になると、各戸から切餅五枚・オサゴー(二合・賽銭を集めたものを組

ごと)にまとめて、重箱に容れ、年番長が社務所に届ける。

受付では、空になった重箱に、お札とオミゴク(各戸餅一枚)を戸数分容れて返す。それらは、年番長を通じて、各戸に配布される。夕刻、神社総代が中心になって、御神歌の練習がおこなわれる。田遊は、近年まで午後八時頃から始められたというが、現在は午後六時頃から開始される。笹振り四人・長持二人・太鼓持二人・太鼓一人は白丁を着る。かつては、思い思いの服装で構わなかったが、NHKの放送に出演して以来白丁になったという。一同参列の下、神職による祝詞奏上が厳修されるが、終わると神職・区長・神社総代のうち二人を残して退出する。区長・神社総代は、手に提灯を持ち、拝殿に控える。副区長と残りの神社総代二人は、鳥居の下に提灯を持って並び、その後後に笹振り・長持・太鼓持・太鼓の順に整列する。拝殿の神社総代が提灯を回して合図すると、鳥居のメンバーが太鼓に合わせて御神歌を歌いながら、前進する。拝殿の内部に笹竹を入れ、左の笹竹から順に、神職がお祓いをする。御神歌が終わると、神職が、切餅二切れを長持の蓋の穴から中に入れる。無言のまま右回りに鳥居の外へ戻り、再度提灯の合図があると、笹竹を左右に振りつつ進む。同じ動作を三回繰り返す。終了後、区長・副区長・神職・笹振り・太鼓持・太鼓・長持の順に整列し、神社総代・年番長も加わ

り、村内のお練に出発する。お練から帰ると、出発前と同様な所作を三回繰り返し、三度目の笹振りが鳥居に戻る直前に、大勢の村人が笹竹に飛びついて奪い合う。この竹で養蚕の掃き立てに用いる箸を作ると、蚕が当たると信じられていたので、奪い合いがなされたのである。田遊び神事が終わると、社務所で直会となり、参詣者にはお汁粉が振舞われる。

祈年祭は、朝九時頃に神社総代と年番が集まって、境内を掃除し、末社に注連縄を付ける。十時頃、神職が祝詞を奏上し、神社総代・年番・区長・副区長らが玉串を奉奠する。近年は、その年に小中学校へ進学する子どもの祈願をおこない、祭り終了後にお守り・文房具・菓子などを配る。昔は神楽を奉納した。

春季祭は、朝八時に神社総代・年番が集合し、幟を立て、拝殿・神楽殿に紅白の幕を張るなどの準備をする。十一時に、拝殿の東側に神職・神社総代・年番、西側に議員・伊勢崎織物工業組合関係者ら来賓が着座し、神職が祝詞を奏上し、一同玉串を奉奠する。退出して、社務所で直会となるが、昔は神楽を奉納し、芸人を招いて余興を演じたこともあった。近年まで、露天商が出て、多くの参詣者で賑わった。

秋季祭は、朝八時半頃に神社総代・年番が集まり、祭り

の準備をする。十一時頃、神職が祝詞を奏上し、一同参列する。式が終了すると、社務所で直会となる。翌日、神社総代は社務所に集まり、その年の会計の決算をおこなう。このように、倭文神社は、地域の人々に支えられながら維持され、地域生活に密着した祭りや信仰が生きており、典型的な鎮守としての性格をもっている。

二、縁起の翻刻と解説

それでは、倭文神社の縁起は、どのようなものであろうか。縁起は、現在のところ、近世のものが一種、近代のものが二種、計三種の存在が知られている。それぞれ、本文を示した後、その特徴を指摘したい。

まずは、長文ではあるが、近世の縁起を紹介しよう。

史料一 倭文大明神之縁起（卷子本・倭文神社蔵）

倭文大明神之由序

神書之序曰、古天地未タ割レ陰陽不別レ渾沌タルコト如鷄子、溟り滓テ含リ牙ヲ、及テ其清ミ陽ナル者ハ薄靡而為天ト、重ナリ濁レル者ハ淹滞テ而為地ト、精妙之合ルハ搏易ク、重ク濁レルカ之凝ハ場難タシ、故ニ天先ツ成リ地後定マル、然メ後ニ神聖生ス其中ニ焉、故曰開闢ノ之初ハ洌壤浮レ漂ヘルコト譬ハ猶シ游魚之浮力水ノ上ニ也、于時天地ノ中ニ生一物ト、状如シ葦

芽ノ、便チ化為神ト、號ス國常立ノ尊ト矣

天神七代

國常立ノ尊天神七代之始 國狹槌ノ尊同 二代

豐斟淳尊同三代 泥土煮ノ尊一男 同四代

大戸道尊男 沙土煮ノ尊一女 同四代

同五代

大戸邊尊女 面足ノ尊一男 同六代

伊弉諾尊男 惶根尊一女

同七代

伊弉冊尊女

地神五代

天照大神地神五代之始 忍穗耳ノ尊同二代

瓊瓊杵尊此尊ノ時倭文ノ由起ル 同三代 彦火火出見ノ尊應言參向ノ神 同四代

鸕鷀草葺不合ノ尊

右天神七代之從始地神五代ノ終迄之神世一百七十九萬二千九百七十餘歲也元字數書ニ見タリ

倭文大明神之緣起

上野國那波之郡上ノ宮村倭文大明神者、日本記神代曰

下卷、天照太神地神五代之始御子忍穗耳ノ尊娶テ高皇產靈尊ノ之

女櫛姫取意ヲ生瓊瓊杵ノ尊ヲ、皇祖高皇產靈尊之為メ御

籌略ト、欲ス立テ、皇孫天津彦火瓊瓊杵ノ尊ヲ以為ト

葦原中津國之主ト、然レトモ彼ノ地多有リ螢火ノ光神

及蠅聲邪キ神、復有草木能ク言語コト、故ニ為ニ退除

ノ、使トモ穗日ノ尊天稚彥命ヲ功未タ成ラ、亦使セハ

經津主ノ神ヲ者、諸ノ不順鬼神大概ハ者服スレ共不服

有邪神、星ノ神香香背男耳、此故ニ遣建葉槌之尊倭文

神ヲ者、則皆平ケ服シヌ、依之神孫成玉フ葦原ノ中津

國ノ王ト云々、其時其時者地神三代ニ欲立瓊瓊杵ノ尊、此ノ地ニ

此地ト者和名類聚ニテ名ヲ那波郡ヲ七降臨シ給シ跡ヲ、云建葉槌尊

分ケ其ノ一倭文ノ庄ト所謂垂跡之地也倭文神ト、從然以往至于今及三十一萬歲和漢合圖ニ、夫神

者天地萬物之靈宗也、故ニ謂陰陽不測ト、道ト者一切

万行之起源也、故ニ謂フ道ハ非ト常ノ道ニ、惣而器界

生界有心無心有氣無氣莫シ非ルコト吾力神道ニ、故ニ

神書ニ曰天地之心是レ神也、諸佛之心是レ神也、鬼畜

之心是レ神也、草木之心是レ神也ト、是ノ故ニ從リ神

武天皇仁王之也以來百餘代至マテ于今ニ、自リ王侯以下至

マテ士庶人ニ莫不スト云コト、尊信此神ヲ、夫神道ニ

有リ三種、一ニハ元本宗源、二ハ本跡緣起、三ハ兩部

習合之神道也、初二元本宗源之神道ト者明シ陰陽不測

之元元ヲ、本ハ者明ス一念未生之本本ヲ、故ニ頌曰、

メ元ヲ入元ノ初二本トメ本ヲ任ス本ノ心ニ、宗源ト者

宗ハ明ス一氣未分之元神ヲ、故ニ皈ス萬法純一之元初

ニ、是ヲ云宗ト、源ト者明シ和光同塵之神化ヲ、開ク

一切利物之本基ヲ、是云源ト、故ニ頌曰、宗ハ萬法歸

ス一二、源ハ諸縁開ク基ヲ也、二二本跡縁起ト者、某ノ宮某ノ社化現降臨勸請メヨリ以来、就テ縁起之由緒ニ構ヘ一社之秘傳ヲ、以テ口決之相承ヲ稱ス累世之祠官ト、將又修メハ本地之法味ヲ准ヘ内清淨之理教ニ、捧テハ祭祀ノ禮奠ヲ備フ外清淨之儀式ニ、是ヲ云本跡縁起ノ神道ト、三二ハ兩部習合ト者以テ金胎兩界ヲ習フ内外二宮ト、以テ諸尊ヲ合ス諸神ニ、故ニ云フ兩部習合神道ト、三種之神道皆以テ不出佛法ヲ、吾朝ニ佛法渡ル事ハ仁王卅代(二十九)欽明天皇御宇ニ佛像始而來朝ス、然トモ未タ信用セ、第卅四代推古天皇之朝上宮太子密奏メノ言ハク、吾日本ハ生シ種子ヲ、震旦ハ現ス枝葉ヲ、天竺ハ開ク華實ヲ、故ニ佛教ハ者為リ万法之華實、儒教ハ者為万法ノ枝葉、神道ハ者為リ万法之根本、彼ノ二教ハ者皆是レ神道之分化也、以枝葉華實ヲ顯其ノ根源ヲ華落テ帰ス根ニ、故ニ今此ノ佛法東漸ス吾カ國ニ、為ナリ明シカ三國之根本タルコト、自爾以來ヲ流布于此ニ上奏言、亦仁王四十五代聖武皇帝雖有リト伽藍建立之叡願、恐玉イ神國ノ遺法ヲ勅使トメ行基菩薩ヲ伺玉フ太神宮ノ神勅ヲ、神告テノ曰ク、實相真如ノ日輪ハ照ス生死長夜之闇ヲ、本有常住ノ月輪ハ拂フ無明煩惱之雲ヲ、是ノ文ニテモ佛像伽藍建立之是非不カ分明故ニ、天平十四年十一月ニ仰テ右大臣橘ノ諸兄公ニ

令メテ參籠大神宮ニ祈精ス之ヲ、爰ニ件ノ勅使帰參ノ後同月ノ十五日ノ夜示現シ給、皇帝ノ御前ニ玉甘蔗而放テ金光ヲ宣ハク、當朝神國尤可シ奉欽仰シ神明ヲ給フ、而ルニ日輪者大日如來也、本地毘盧舍那佛也、衆生者悟解メ此ノ理ヲ當ニ帰依佛法ニ云、夢覺メ給テ之後弥堅固道心シ給イテ、始テ企テ件ノ御願寺ヲ給フ、其後經テ七十年ヲ弘法大師皈朝之後真言密教初テ流ワル于本朝ニ、當ニ知、去天平ニ示現シ給矣、胎金兩部ノ大日毘盧舍那佛ハ一切諸佛菩薩之惣躰也、舍那ノ生身ハ者吾カ國ノ之本主日月兩神ノ尊形已ニ明鏡ナル者乎、弘法大師ノ啓白ノ文ニ云ク、尊神下シテ内宮外宮ヲ以テ鎮ニ護ル日域ヲ、示メ金界胎界ヲ以テ正ク開ク月殿ヲ、思ス心域本位之聖衆ヲ者則當宮所属之眷神也、故ニ立テ本跡之二門ヲ隨テ宮社之縁起ニ以テ相応之諸尊ヲ稱ス本地垂迹之差別ヲ、肆ニ當社明神者顯ハス其本地ヲ時者則十一面觀自在菩薩也、此尊者悲願超ヘ諸尊ニ利益勝タリ餘聖ニ、夫普門慈眼之月者開心内清淨之心蓮ヲ、垂跡和光之光ハ拂心外清淨之災禍ヲ、神慮者依テ信心ニ効驗益新タ也、譬ハ如応スルカ響之声ニ也、善男善女長幼卑尊縹素老羸庸ノ不ランヤ、恭敬而賽祀之ヲ哉、祭ルコト如クセヨ神在スカ、非礼不淨ナルコトハ則若シ不カ祭、卻テ被ル厥ノ罰ヲ也、越ニ宮

川山慈眼寺嘗ヨリ鎮護メ大明神ヲ而行フ護社之秘法ヲ、
以テ祈リ一天之太平ヲ、滴テ宮川ニ、洗イ群類之心穢
ヲ、誦テ真言ヲ、以テ備フ神慮之法味ニ、皆是レ三業
清淨之妙行也、故ニ宝前作法次第記ニ曰、進退者陰陽
動靜之消息也也易ニ云陽者進也陰者退也、以テ觀之、以テ念之、以テ想之、
是レ陰魂靜慮之精氣意業清淨之密法也、以テ讀之ヲ、
以テ誦之、皆是陽魂發動之化徳口業清淨之密法也、以
テ拝シ之ヲ、以テ供シ之ヲ、以テ印ス之ヲ、皆是レ天
地運行之表相身業清淨之密法也記以上、夫當社者尋レハ
其根元ヲ其功冠タリ八千八社ニ、具ニ者如シ日本記神
代卷下、當國大社十二處之内ニハ者當レリ第八ニ、往昔
ハ者四方鳥井而護ス宮殿ヲ、及ト神領一庄ニ云和名類聚上
出タリ、
今所以ソ荒亡タル者度々ノ兵乱ニ没倒シ宮領社殿ヲ、
神主巫祝之族皆敗績シテ矣、至リ元和ノ始ニ當寺之中
興有リ云法印實秀ト人、宮社之領田十石之所慶安元元成
歳 征夷大將軍源ノ家光公之頂戴 御朱印、其後貞享
三比同征夷大將軍源綱吉公之御手印右両通頂戴シ以テ
配ツ季代祭祀之料供ニ、誠ニ比レハ往古之宮領二者不
ト及千カ一ニモ云爾

宮題二首

威光秋格似消長

宮殿年高于興亡

老樹深沈難斷感
焄蒿悽愴若分章

供糒盛以質餘歟

乘至誠而告吉祥

不測神明旗不顯

無邊風月鎖无疆

宮華林鳥

宮狀空ク存シメ人荒ム

宮司説ク建葉槌分般

宮地ニ經過哀往事ヲ命ト處燕スルニ

宮基神代委シ来由列流穠ヲカ

宮迹曾テ遷ス上野横幾ク

宮蒙何レノ代ニカ物ノ度ル

宮月松風

史料一は、記紀に始まり、さまざまな神道説を展開する
が、最終的に真言宗の立場からの仏家神道を主張している。
本文中にみえるように、倭文神社の別当寺である宮川山慈
眼寺の僧侶によつて書かれたことがあきらかで、仏教色が
濃いのは当然である。執筆者は、中興開山の實秀よりも以
後の人物であると推測できるが、具体的な人物名を特定で
きるわけではない。成立時期としては、享保十二年（一七

二七)の社殿再建時ではないかと考えるが、決定的な証拠があるわけではない。

史料一は、漢文ではあるが、送り仮名が付されており、読みやすい。翻刻に際して、完全なものではないので省いたが、レ点・一二点・上下点がみられる。訓読を施した読者がいたことを示し、何らかの機会に読まれたことが知られる。通常、巻物の縁起は、読まれる機会が少ないとされるが、少ないかもしれないが披見する者がいたことに注目したい。

史料一は、倭文神社に関しては、倭文神の本地が十一面観音で、真言宗の儀軌に則って祀っていること、中世に荒廃したが、近世には朱印地を得ていることなど、僅かな内容を述べるに留まる。縁起の大部分は、倭文神社に直接関わることでなく、古典の知識にもとづいた神道説の開陳である。

いずれにせよ、史料一から知られるのは、神仏習合が進み、倭文神社が仏教的な世界のなかに位置づけられていた状況である。鎮守とはいえ、別当寺の僧侶が祭祀を担当し、神仏習合的な世界のなかで神が生きていたことを、この縁起は示して余りあるものといえよう。ただ、縁起の理解は、あくまでも別当寺の僧侶のものであり、一般の村人のものではなかった点に注意しなければなるまい。

ついで、近代の縁起を、製作時期の古いものから順に紹介しよう。

史料二 倭文大神略縁起(板本、倭文神社蔵)
(表紙)

「延喜式内上野國十二座之内那波郡 上之宮村

倭文大神略縁起

附機神乃幸袁乞祝詞及

悪星神袁却留詞

倭文大神略縁起

掛まくも綾にかしこき倭文大神、御名は天羽槌雄命、亦名ハ天ノ羽雷命、亦ノ名は健羽雷命、亦名ハ綺日安命と申て、天照大神天石屋戸にさしこもり坐し時に、此大神の親神天日鷲命は白和幣を作り、兄神長白羽命ハ青和幣を作り、御祖父神の御子神天八千々姫命ハ神衣を織り、此ノ大神は初て倭文を織て幣帛として 天照大神を天石屋戸より招き出マシ奉れり、如是萬の服、咸此ノ大神の御親族の神たちのはじめ給へるにぞありける、その中にも此大神の始めたまへる倭文ハ綾錦をはじめ萬縵布のはじめにして、他のはたの類よりも世人の殊に多く用る物なれば、綾錦ハ更にも云はづ萬縵布の類を織りなさむにはことさらに此ノ大神に乞折て、其恩頼を蒙りなば必しも意外に

奇妙なるもの、出さなむこと疑なかるべし、さて此
大神は服物の道のみならず 天津神天津御量^{ミツノミ}以て
事問^{コトヒ}し、磐根樹立^{イハネコダ}ち草の可岐葉^{カキハ}をも言^{コト}止^{ヤメ}て 皇御孫^{スベミマノ}之
命^{ミコト}を天降^{アマツ}し給はざとしまふ時に、天に星神^{ホシノミヤコ}天津甕^{ツツミ}星^ミ
亦^{マデ}名^ナハ香^カ々^カ背^セ男^ヲといふ悪神^{アクカミ}ありしを、此大神^{アマツ}
神^{カミ}の詔^{ミコトノリ}を奉^{マツル}りて其^ミを服^{マツ}ハしめて、皇御孫^{スベミマノ}之命^{ミコト}を安^{ヤス}
らけく此國^{アムクニ}へ天降^{アマツ}りまさしめたれば、悪^{アク}しき星神^{ホシノカミ}等^{トモ}の
禍^{ワガ}ごとなすべからむ時ハ此ノ大神に乞^{コヒ}祈^ヒてその禍^{ワガ}ごと
を免^{マヌ}かるべきことそかし、斯^カの功績^{イササヲ}のありし大神ゆゑ
に御々^{ミヨミヨ}代々^トの 天皇も御崇敬^{ミタマアヒ}あらせられ、三代實録^{サント}に
清和天皇の貞觀元年八月十七日^{ハツキナカマリアスノヒヒロキツノクラキフ} 從^{ツラ}六位上^{ウヘ}
なりし此ノ大神を官社^{ウチノミヤ}の例^{タトヘ}に入れたまひ、同廿日^{ニハツカ}
に從五位下^{イツノクラノ}を贈^{オク}らせたまひ、醍醐天皇の延長五年に
延喜式^{エンキシキ}を撰^ユませたまへる時も、皇國中三千一百三十
二座のうち上野國十二座のその一に例^{タトヘ}たまひし御社^{ミヤ}に
して、いにしへは御社^{ミヤ}地も大^{オホ}くましくと見^ミ多^タ
今^{イマ}に華表^{トウキ}の趾^{アト}四方^{ヨコ}に残^{ノコ}れり、旧幕府^{モトノイクサツカサ}の御時^{ミトキ}もなほ御
祭^{マツリ}料^{カヘ}に田十石^{イノシタシ}のところを附置^{ツケ}かせられたるな

御祭日

田遊祭 正月十四日十五日

抑此田遊祭ト申ハ、田物ヲ始山野ニ生ル物、海原

二生ル物ニ至マデ神前へ備奉リ、其年ノ田ツ物ノ豊
饒ヲ乞^{コヒ}祈^ヒ、村内ノ者咸^{トモトモ}礼拝畢^{マツル}テ、ヨク順次^{ツグツグ}ヲ正シ、
直会^{ナホラヒ}ノ宴^{ウタガ}ヲナシテ賀言^{ホキコト}ヲ申シノベ、サテ村中家々ノ
コリナク賀言^{ウタガ}ヲ申シツ、ウタヒツ舞ツ廻^{マワ}リテ昼夜^{ヒルヨ}ヨ
ロコヒ遊^{アソ}ブヲ以テ祭^{マツル}トセリ

服織初祭 四月十六日

此祭ハ服ヲ織^{オリ}ナサン巧^{コイノム}ヲ乞^{コヒ}祈^ヒ祭也、神祇令^{カミ}ニ孟夏^{カミ}神
衣^{カミ}祭義^{カミ}解^{カミ}ニ謂^{イハ}伊勢大神宮^{イセノオホミヤ}ヲ也ト見^ミエタレバ、コレモ
神世ヨリノ遺風ナルベシ

秋祭 九月廿九日

此祭ハ今年ノ新穀ヲ献^{イノナハ}ル祭ナリ、大神宮式ニ九月新
嘗^{イノナハ}祭ト見^ミエタレバ、此祭モ神嘗^{イノナハ}祭ニ擬^{イノナハ}ヘタルナリケ
ン（以下、「附」省略）

史料二は、明治時代前期に配布されたものとみられ、六
丁からなる板本である。版木は、現在も倭文神社に保管さ
れており、倭文神社で摺^{ウラ}つたものと考えられる。版木の製
作時期は明治時代前期に遡^{ウラ}るが、厳密にいえば、摺^{ウラ}られた
時期を絞り込むことは困難である。明治時代前期であるこ
とは、本文中の「旧幕府」などの表現からあきらかである
が、具体的な年次を絞り込む手がかりに乏しい。

史料二は、読みやすい散文で、カタカナによる表記が多
くみられる。しかも、多くの漢字には、ルビが付されてい

て、漢字がわからなくても読むことができるように工夫されている。もつとも、ルビは、古典ないしは神道用語といふべき読みをしており、神道の知識がある者によつて付されたとみてよい。史料二の広範な配布によつて、神道思想を一般に普及させることが意図されていた可能性があるが、意識的なものか判然としない。

内容は、祭神について記祀神話に依拠して述べるが、まづ機神であることを強調し、ついで悪星を駆除する力をもつことに説き及ぶ。今回は翻刻しなかつたが、末尾に「機神乃幸袁乞祈祝詞」と「悪星神袁却留詞」を付しており、実際にそれらの信仰がおこなわれていたことを示している。ついで、平安時代の神階授与に触れ、上野国十二社の一社であることを説く。最後に、江戸時代の寺社領について述べるが、朱印地であることに触れていない。將軍の權威を示す朱印地について、新政府に配慮して、あえて触れなかつた可能性がある。「旧幕府」という表現も、幕府を否定し、皇国を強調する姿勢と通じるものがある。

末尾に、祭日として田遊祭・服織初祭・秋祭の概要が記されており、参詣者の参考となつたはずである。読者の祭礼への積極的な参加を期待したのであるうか。

最後に紹介するのは、銅版刷の社頭風景を描いたもので、いかにも近代的なものである。

史料三 郷社倭文神社之景（銅版刷、須田正敏氏蔵）
（表題）

「群馬県上野國佐波郡宮郷村字東上ノ宮

鎮座

郷社倭文神社之景

祭神 天羽槌雄命

當社ノ創立年月詳ナラズト雖トモ、延喜式ニ上野國佐波郡倭文神社、上野國神名帳ニ從一位倭文大明神トアリ、又桓武天皇延曆十五年癸酉八月十六日那波郡倭文神社詔シテ為官社、又延喜式ニ東山道神三百四十座并祈年國幣ニ預ル云々、建久四年那波掃部助政廣當郡ノ領主トナリ、天正十八年十月マデノ久キ間其任ニアリキ、此間神領二一庄ヲ賜ハレリ、因テ其地ヲ倭文庄ト称セリ、応仁以降國家大ヒニ乱レテ干戈止ムトキナク、終ニ兵燹ノ為メニ宮殿湮滅セリ、是ヨリ人心頗ル敬神ノ念ヲ断チ、田園ハ悉ク荒蕪ノ野トナリ、神官等皆離散セリ、降テ元和年間ニ至リ、新義真言宗慈眼寺實秀別當トナリ、慶安元年戊子年九月斎田拾石ヲ賜ハレリ、後享保十二年八月社殿ヲ再興シ、大二隆盛ヲ極メヌ、然ルニ慶応二年十二月九日再ビ火災ニ罹リ殿宇悉ク焼亡セリ、全三年四月仮宮ヲ建設セシガ、更ニ明治十七年十月廿日社殿ヲ建築シ壯麗旧ニ復ス、明治五年七月

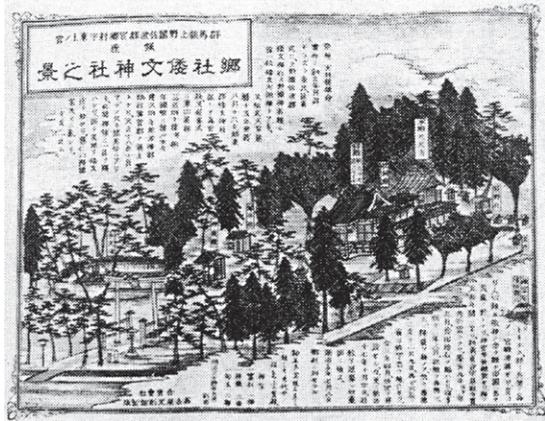


図 史料三 郷社倭文神社之景

八日郷社二列セラル 動なき岩根に立し柱こそ萬代や
 経め上の宮殿

神宝

一 靈石 一個

一 神鏡 三面

一 勾玉 二聯

明治三十四年九月刻成

史料三は、明治三十四年（一九〇二）九月に版行された

もので、銅版画による社頭風景を配した一枚物の縁起は、当時全国的に流行した。倭文神社の場合も、外部からの働きかけに応じて製作されることになったと推測されるが、詳しい経緯は不明である。執筆者は不明であるが、当時社掌であった須田新八が関わったと伝えられており、倭文神社側で原稿を用意したものと思われる。

文章は、平易な散文で、送り仮名などはカタカナ表記である。明治時代らしい文語体で、簡潔に記され、歯切れがよい。

内容は、祭神を明記した後、延喜式に記載されて以来の歴史を要領よく述べる。年月をあきらかにし、事実を主体とした記述である点、客観的な印象を強く与える。江戸時代に関する歴史叙述は、古文書などの史料にもとづいてなされたものとみられ、史料的な価値が認められる。末尾に、神宝を掲げているのは、由緒を主張するためであろう。

三、鎮守の縁起の変化

三点の縁起を比較すると、それぞれの個性があきらかになるが、もつとも顕著なのは近世と近代における縁起の差違である。

近世の縁起である史料一は、別当寺の慈眼寺の僧侶によって執筆されたものだけに、濃厚な仏教色がみられる。

縁起のなかで、さまざまな神道説が紹介されており、吉田神道を肯定するような主張もみられる。結論的には、大日如来を中心とする曼荼羅世界のなかに、倭文神社の神は位置づけられると説いている。

明治時代前期の縁起である史料二は、機神についての記述のほか、悪星を駆除する力をもつことを説く。その言説に対応して、今回は紙数の関係で省略したが、末尾に「機神乃幸袁乞祈祝詞」と「悪星神袁却留詞」を付している。仏教色は完全に払拭され、古典あるいは神道にもとづく言葉が多用され、いかにも神道的な装いをもつようになっていく。縁起の内容は、記紀神話に基づく部分だけでなく、歴史的な記述もみられる。

明治三十四年九月刊の史料三は、銅版画による社頭風景を配した一枚物の縁起で、これまでの縁起とは異なったスタイルを採用している。縁起は、ごく簡単なもので、むしろ銅版画の風景に副えられた感じである。内容は、歴史を要領よく整理して述べており、神話的な表現は少なくなっている。

このような変化を整理すれば、第一に、近世には仏教的な言説が全体を覆っていたのに対して、近代には神道的な表現が主流を占めるようになったことがあげられる。これは、神仏分離によるものと考えられ、近世的な縁起世界が

否定されたうえで、あらたに近代的な縁起が書かれたことを意味しよう。

第二に、近世の縁起は神話的な要素をたぶんもっているのに対して、近代のそれは歴史的な記述を主体としていることが指摘できる。史料一のもつ神話的な要素は、史料二にはやや残されているが、史料三にはまったくみることができない。こうした相違点を、神話から歴史へとまとめることには異論もあるが、現象的にはそうした動向を見出すことができる。

第三に、具体的な氏名は不明であるが、執筆者の性格が異なっている点をあげることができる。史料一は別当寺の僧侶、史料二・三は倭文神社の神官であるとみられ、僧侶から神職へとという大きな転換があったことが窺える。史料一の仏教的色彩の濃さは、執筆者を考えれば、当然のことといえよう。当然、史料二・三についても、神職を介在させることで、内容的な特色が理解し易くなることは確かである。

この点に関連して、倭文神社の神仏分離について、断片的な史料が残るのみであるが、別当寺と神職の動向を中心に簡単に瞥見しておこう。

明治元年、慈眼寺住職祐晃は、神仏分離のために別当を離れ、復飾して真下宮内と名乗り、赤城大明神の神官に入

門して五年間修行し、神職として倭文神社に奉仕したいと岩鼻神社寺役所に願い出た。しかし、その後の真下宮内の動向は定かでなく、結局倭文神社に奉職することはなかったようである。祐晃の後に慈眼寺住職となった新田元如は、勢多郡駒形新田村（群馬県前橋市駒形町）の真楽寺へ転住したが、後住が赴任するまで無住となった慈眼寺の住職を兼務したいと、明治六年七月に熊谷県に願い出た。その結果、七月二十二日に、熊谷県は兼務を許可し、慈眼寺は廃寺を免れた。その後、慈眼寺は、明治四十一年に倭文神社に隣接する字本郷からやや遠い字明神東に移転した。戦前まで住職がいたが、戦後無住となり、現在は伊勢崎市連取元町の宝幢院が兼務している。

一方、神職は、明治十一年九月に、那波筑波を倭文神社祠官に任命して欲しいと、氏子総代が群馬県令楢取素彦あて願書を提出している。那波は、医師で、文人として名高く、国学の素養があった人物である。その結果、年次不詳ではあるが、那波が神職を務めるに至り、明治十三年には倭文神社社殿の改築に着手している。その後、須田新八・細野喜久・根岸良吉と続くが、詳細は省略する。

このように、倭文神社の神仏分離は、別当寺が破却されることはなく、最終的に神社から隔てた場所へ移転することで終結した。神仏分離時の住職は復飾したが、慈眼寺は

別の僧侶に引継がれ、後に無住で兼務となったが、結局現在まで法灯が続くことになった。その点、廃仏毀釈の側面は認められず、正確には神仏隔離であった。

それにも拘らず、縁起の違いが大きいのは、史料一が別当寺の僧侶によって神仏習合を前提とした立場から書かれたものであるのに対し、史料二・三が神職によって神仏分離を前提とした立場から書かれたものであることであろう。とすれば、鎮守の縁起には、執筆者の立場が色濃く反映していることになり、かならずしも地域社会の状況を投影していないとみることとも可能である。しかし、史料一はともかく、史料二・三は地域の信者への配布を目的として作成されたもので、一定程度地域社会の状況を受容した記述となっていないはずである。やはり、史料一と史料二・三の間には、その背景に広がる時代の状況の違いがあるといわねばなるまい。

では、史料一の世界は、なぜ一片の法令だけで、いとも容易く変貌してしまったのであろうか。その手がかりは、史料一のなかで、僧侶である執筆者が得意げに神道説を展開している点にある。大日如来を両部神道の脈絡で説明する僧侶は、仏教の本来的な意図を超えて、日本的な神道の土壌にどっぷりと浸かっていると見えぬであろうか。中世神話の系譜を引くとみられる独自の縁起世界を描くため

に、彼は記紀をはじめとする古典を読んだであろうし、神道書を紐解いたかもしれない。そうして蓄積された知識は、部分的かもしれないが、国学に呼応する意識を醸成したはずである。僧侶のなかにも、神道への共鳴が生まれ、国学的な姿勢を採用する者がいたとしても、なんら不思議ではない状況が形成されていた可能性がある。神仏分離令後、逸早く復飾した祐晃をみれば、別当寺の僧侶のあり方がわかる。

つまり、史料一と史料二・三の間の大きな違いにも拘わらず、実は両者に通底する宗教観が広く蔓延していたのである。表面的な断絶と、地下水的な継承が、両者に認められると考えるのである。一見矛盾した解釈のようにみえるかもしれないが、鎮守の縁起の背景にある思想潮流を、断絶と継承の二面において捉えることが、現実の歴史過程を理解することに通じるとみたい。

最後に、史料二と史料三の違いに言及し、稿を閉じたい。史料二・三はともに神道的な色彩に覆われているが、表題をみると、史料二が式内社で上野国十二社であることを強調しているのに対して、史料三は郷社であることを前面に出している。内容的にも、史料二が「醍醐天皇の延長五年に延喜式を撰ませたまへる時も、皇國中三千一百三十二座のうち上野国十二座のその一に例たまひし御社」と述べる

のに対して、史料三は「明治五年七月八日郷社二列セラル」ことを記しており、表題は内容と呼応している。史料二は社格制度が確立される以前の状況を色濃く反映しているのに対して、史料三は厳格な社格制度を前提に由緒を語っており、両者の歴史的な段階の差がはっきりとわかる。史料三は、式内社であることは語るが、上野国十二社であることには触れておらず、史料二とはあきらかに異なる姿勢をみせている。その要因は定かでないが、社格を重視する史料三の性格に由来する可能性があり、史料三が近代の地域社会のあり方に即した縁起といえるのかもしれない。

おわりに

本稿では、鎮守の縁起の一例として、群馬県伊勢崎市上之宮町に鎮座する倭文神社の三種の縁起を取り上げ、基礎的な検討をおこなった。

その結果、近世に書かれた縁起と、近代に書かれた縁起では、その内容が大きく異なることがあきらかになった。近世のものは仏教色が濃厚であるのに対して、近代のものは神道一色であり、その差は歴然としたものであった。

こうした差違が生じた原因が、神仏分離にあることは容易に推測できるところで、神道をめぐる制度や環境が縁起のあり方に大きな影響を与えたことは疑いない。

しかし、一見仏教色に覆われた史料一も、両部神道などの神道説を駆使して執筆されており、意外にも神道への深い理解を示すものであった。こうした史料一の性格が、神仏分離政策が容易に実現した背景にあるとみだが、十分に実証できるところまで至らなかった。

本稿では、地域社会との関係に注目しながらも、縁起の翻刻に思わぬ紙数を費やし、実証面では十分な成果を挙げることができなかった。今後の課題とせざるを得ない。

鎮守の縁起についての研究は、史料が豊富に残されているにも拘わらず、管見の限りでは十分に展開されていないように思う。鎮守の実像を解明するためにも、各地の事例を掘り起こし、より総合的な視点で検討する作業が蓄積されることを願ってやまない。

註

- (1) 『三代実録』貞観元年八月十七日条、同月二十日条。
- (2) 「上野国交替実録帳」『群馬県史』資料編四（原始古代四文献）群馬県 一九八五年。
- (3) 伊勢崎市『上之宮町の民俗』（伊勢崎市史民俗調査報告書第四集）伊勢崎市 一九八五年。以下、倭文神社の歴史の概要は、同書による。
- (4) 伊勢崎市『伊勢崎市の社寺建築』（伊勢崎市史建造物調査報告書第二集）伊勢崎市 一九八三年。

(5) 以下の記述は、時枝の調査記録をもとに、註(3)文献を参照した。

(6) 東田利政家文書二二。

(7) 二二八 明治六年七月 慈眼寺住職兼務願「伊勢崎市史」資料編（近現代二）伊勢崎市 一九八七年。

(8) 二四三 明治十一年九月 倭文神社祠官願書「伊勢崎市史」資料編（近現代二）伊勢崎市 一九八七年。

（立正大学文学部教授）